

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【事業年度】	第15期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号
【電話番号】	03-3580-3080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 眞田 久雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号
【電話番号】	03-3580-3080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 眞田 久雄
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月
売上高 (千円)	1,389,339	1,387,257	1,700,835	1,852,903	2,190,737
経常利益 (千円)	418,108	343,484	623,171	632,762	714,081
当期純利益 (千円)	207,588	175,119	349,754	350,856	370,656
純資産額 (千円)	1,410,681	1,610,535	1,977,268	2,345,157	2,691,984
総資産額 (千円)	1,898,355	1,898,339	2,379,356	2,757,973	3,253,872
1株当たり純資産額 (円)	10,328.31	11,696.23	14,280.33	16,819.03	19,113.83
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,543.86	1,276.18	2,533.02	2,532.37	2,675.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	1,472.25	1,250.44	2,486.65	2,493.79	2,640.42
自己資本比率 (%)	74.3	84.8	83.1	84.5	81.2
自己資本利益率 (%)	17.1	11.6	19.5	16.3	14.9
株価収益率 (倍)	268.16	93.25	48.56	33.96	24.07
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	423,819	171,423	828,282	685,155	601,142
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△305,061	△326,951	△393,662	△535,346	△455,767
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	84,271	△32,913	△69,471	△22,773	△58,309
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	638,151	449,709	814,857	941,893	1,028,958
従業員数 (名)	67	78	79	93	116
(外、平均臨時雇用者数)	(16)	(18)	(20)	(23)	(22)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年2月1日付で株式を1株を3株に分割しております。

3 従業員数欄の()書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。

4 純資産の算定にあたり、第12期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月
売上高 (千円)	1,338,871	1,342,187	1,650,400	1,805,387	2,105,999
経常利益 (千円)	465,725	376,701	659,228	664,581	701,666
当期純利益 (千円)	256,029	219,252	385,875	389,479	384,698
資本金 (千円)	660,852	673,220	681,709	683,054	683,365
発行済株式総数 (株)	136,584	137,697	138,461	138,582	138,610
純資産額 (千円)	1,459,123	1,703,110	2,105,963	2,512,474	2,873,343
総資産額 (千円)	1,936,748	1,953,261	2,480,062	2,912,128	3,399,060
1株当たり純資産額 (円)	10,682.97	12,368.53	15,209.79	18,026.38	20,425.76
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	272 (—)	400 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,904.12	1,597.80	2,794.62	2,811.13	2,776.56
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	1,815.8	1,565.58	2,743.45	2,768.31	2,740.44
自己資本比率 (%)	75.3	87.2	84.9	85.8	83.1
自己資本利益率 (%)	20.6	13.9	20.3	16.8	14.5
株価収益率 (倍)	217.42	74.48	44.01	30.59	23.19
配当性向 (%)	—	—	—	9.7	14.4
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	66 (15)	77 (18)	77 (20)	91 (23)	115 (22)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 平成18年2月1日付で株式1株を3株に分割しております。
3 従業員数欄の()書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。
4 純資産の算定にあたり、第12期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
5 第15期の1株当たり配当額には、創立15周年記念配当125円を含んでおります。

2【沿革】

年月	内容
平成7年6月	インターネット関連アプリケーションソフトの開発販売を主な目的として、東京都港区にデジタルアーツ株式会社（資本金1,000万円）を設立
平成10年8月	国産初のWebフィルタリングソフトを開発、同時に有害情報の収集を開始
平成12年1月	資本金を4,000万円に増資
平成12年1月	本社を港区北青山の佐阿徳ビルに移転
平成12年3月	資本金を4億9,100万円に増資
平成12年5月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」サービス開始
平成14年9月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現 ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」）に上場 資本金を5億5,220万円に増資
平成16年9月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」の営業を譲渡し、フィルタリングソフト分野に事業を集中
平成16年10月	九州支店開設（現 九州営業所）
平成17年2月	世界22の国と地域で「フィルタリングを含むインターネットアクセス制御に関する特許」が成立（同特許は、平成21年5月31日現在、世界27の国と地域で取得）
平成17年3月	株式会社アイキュエスの全株式を取得
平成17年10月	本社を現在のプルデンシャルタワーに移転
平成18年8月	大阪営業所開設（現 関西営業所）
平成19年11月	名古屋営業所開設（現 中部営業所）
平成20年2月	プライバシーマークを取得
平成21年1月	札幌営業所開設（現 北海道営業所）
平成21年12月	東北営業所開設

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社1社により構成され、インターネット上の問題あるコンテンツを遮断するWebフィルタリングソフト(注1)及び電子メールフィルタリングソフト(注2)の開発・販売等を行う「セキュリティ事業」を主な事業内容としております。

セキュリティ事業内容と当社グループの状況は、次の通りであります。

インターネットの世界にはさまざまな情報が際限なく氾濫しております。インターネットを活用することにより、情報収集に対する利便性は飛躍的に高まったものの、インターネットに記載される情報のコントロールや防御方法は未だ確立されておられません。したがって、インターネットユーザーが意図せずに問題あるサイトに遭遇する危険性は非常に高くなっております。当社グループは、健全なインターネット社会の発展とユーザーの安全性・快適性に資するべく、インターネット上の情報を選別し、内容によっては「閲覧しない」という選択肢を提供するWebフィルタリングソフトの研究・開発を行い、純国産Webフィルタリングソフトの提供を主に事業展開しております。

企業向け

ビジネス社会においては、仕事に有用であるはずのインターネットが、目的外の使われ方をしたためにさまざまな弊害をもたらすという例が増加しております。掲示板やWebメール等を利用した情報漏洩、就業時間内での私的利用による業務効率の低下や、過度のアクセスによるトラフィックレスポンスの低下等への対応策として、当社グループではWebフィルタリングソフト及び電子メールフィルタリングソフトを大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。

公共向け

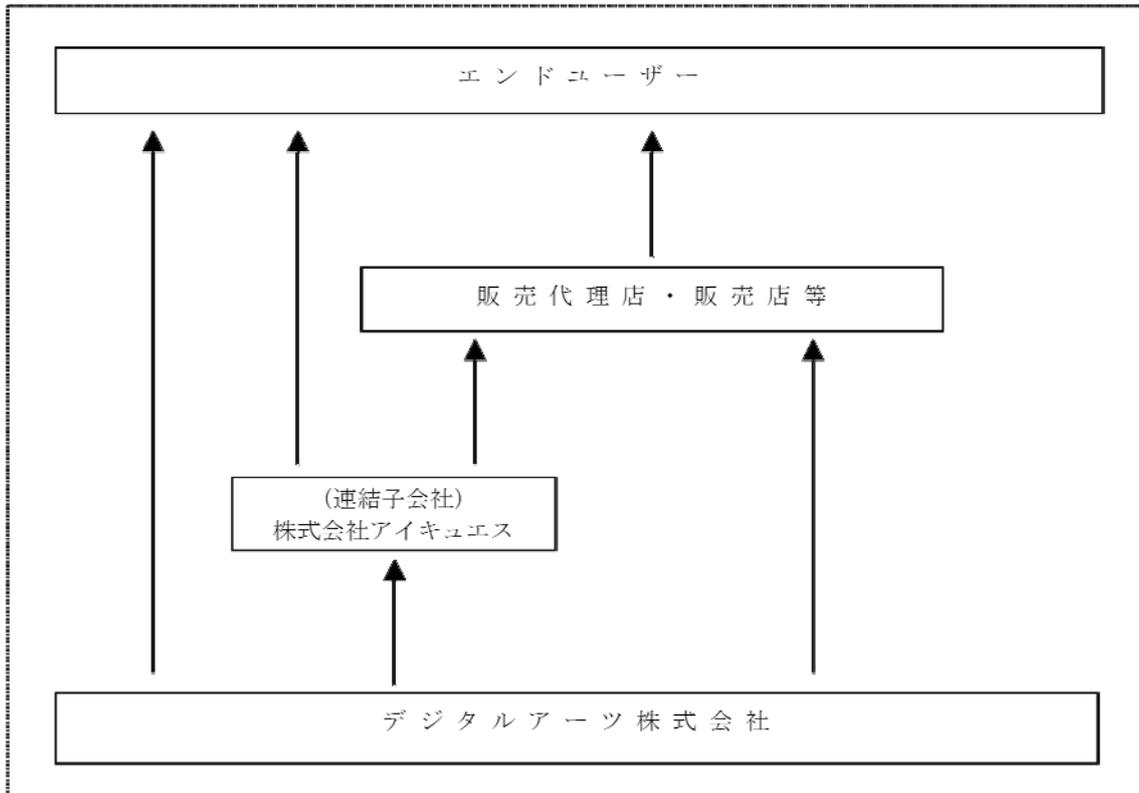
これまでに政府が提唱してきた「e-Japan戦略」、「IT新改革戦略」等の政策により、全国の小中高等学校等でインターネット環境の整備が進み、あらゆる授業において教員及び生徒がパソコンを活用できるようになってまいりました。このことを背景に、インターネットを介したいじめの誘発や不適切なサイトへの接続など、インターネットアクセスにおける多くの問題を解決するソフトとして、当社グループでは小中高等学校向けのWebフィルタリングソフト並びに学校向けセキュリティ重視型総合インターネットサービシステムを、大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。また最近では、企業同様に「情報漏洩対策」の観点から地方自治体や官公庁等へのセキュリティ強化の必要性も高まっており、当社グループではWebフィルタリングソフト及び電子メールフィルタリングソフトを、大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。

家庭向け

わが国におけるインターネット利用は、既にその世帯普及率が8割を超え、かつブロードバンド回線使用率も約8割以上となっていることに示されるように、地域や年齢層を問わず幅広く普及しております。また、接続のためのインフラストラクチャーが拡充したことにより、場所や時間に関係なく利用できることから、インターネットは日常生活になくてはならない情報検索ツールになっていると考えられます。こうした環境の中、教育現場におけるインターネットの活用もあり、子どもたちにとってインターネットの利用は非常に身近なものとなっています。その一方で、子どもたちにとってふさわしくないサイトの氾濫、インターネットを介したいじめや事件の多発など、インターネットの利便性の裏に潜むさまざまな問題が発生しております。しかしながら、その有効な対策はほとんど講じられていないのが現状であります。近年になり、政府や民間団体によって、携帯サイトをはじめとするインターネットの青少年による適切な利用の促進に対する取り組みや、平成21年4月より有害サイト対策向けに「青少年のインターネット利用環境整備法」が施行されました。当社グループはこうした背景に基づき、学校同様、子どもたちが安全にインターネットを利用できるよう、一般家庭向けWebフィルタリングソフトを提供しており、また携帯端末への技術的対応も既にすませております。

- (注) 1. Webフィルタリングソフトとは、利用者の設定によってインターネット上のページを閲覧するものとし、ないものに分別する機能を有するソフトです。
2. 電子メールフィルタリングソフトとは、利用者の設定によって電子メールの送受信を制御する機能を有するソフトです。

当社グループの事業系統図は、次の通りであります。



← 販売・サービスの提供

事業区分別の主な製品は、次の通りであります。

ユーザー区分	主な商品
企業向け	「i-FILTER」 (Webフィルタリング) 「m-FILTER」 (メールフィルタリング)
公共向け	コミュニケーションサーバシステム (学校向けセキュリティ重視型 総合インターネットサーバシステム) 「i-FILTER」 (Webフィルタリング) 「m-FILTER」 (メールフィルタリング) 「NetFilter」 (Webフィルタリング)
家庭向け	「i-フィルター」 (Webフィルタリング) 「親子ネット」 (オンラインフィルタリングサービス)

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイキュエス	東京都千代田区永田町 二丁目13番10号	34,000	フィルタリングソフトの 開発・販売	100.0	役員の兼務 設備の貸与 業務の受託及 び委託

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

区分	従業員数 (名)
セキュリティ事業	116 (22)
合計	116 (22)

- (注) 1 上記従業員数欄の () 書きは臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。
 2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業の種類がないため、事業の種類別セグメントに係る記載は省略しております。
 3 従業員が前期末と比較して増加した主な理由は、開発、営業およびマーケティング活動の担当組織の強化によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
115 (22)	33.2	3.1	5,889

- (注) 1 上記従業員数欄の () 書きは臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。
 2 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及びストック・オプションによる株式報酬費用を含んでおります。
 3 従業員が前期末と比較して増加した主な理由は、開発、営業およびマーケティング活動の担当組織の強化によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）におけるわが国経済は、海外経済の改善や政府の緊急経済対策の効果などを背景に、景況感に一部回復の兆しが見られたものの、企業収益や雇用情勢、個人消費の低迷など、依然として厳しい状況にありました。

当社では、このような厳しい経済状況の時こそ継続的な発展に向け長期的な視点で土台作りを行うことが重要であると考え、開発、営業およびマーケティング活動の担当組織を強化するとともに、特に企業向け製品について重点的なプロモーション活動を展開して当社製品の認知度の更なる向上を図りました。

製品面では、企業及び公共向け製品のWebフィルタリングソフト「i-FILTER」並びに電子メールフィルタリングソフト「m-FILTER」について、それらの市場拡大を推進するため、当期はフィルタリングと親和性の高い技術や製品とのアライアンスの推進を行いました。その結果、「i-FILTER」および「m-FILTER」のそれぞれについて、他社製品と連携した製品を迅速に開発し、発売いたしました。

また、家庭向けWebフィルタリングソフト「i-フィルター」については、インターネット利用が可能な機器の多様化に対応するための開発やメーカーに対する提案活動を実施いたしました。販売活動の面では、首都圏を中心とした大手家電量販店での露出を高めて店頭販売の推進を図ったほか、電車内の広告および駅構内看板への広告掲出を行う等のプロモーション活動や普及を促進するための啓発活動を展開しました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループ全体の売上高は2,190,737千円（前年同期比118.2%）となりました。また、営業利益は710,917千円（前年同期比112.9%）、経常利益は714,081千円（前年同期比112.9%）、当期純利益は370,656千円（前年同期比105.6%）となりました。

各市場の業績は次の通りです。

企業向け市場

企業におけるITシステムの全体最適化や内部統制の対応強化に伴うセキュリティ対策ニーズは高いものの、先行きが不透明な景況状況により、地方を中心とした投資抑制の動きがみられました。

こうした状況の中、近年企業でニーズが高まっているセキュリティ統合管理ソリューションの提供に向け、IT関連企業各社とのアライアンスを推進した結果、他社ウイルス対策製品との各種連携機能を実現した新製品「i-FILTER Ver. 7.5」を開発し、販売を開始しました。また、当社のもう一つの柱である電子メールフィルタリングソフトでは、従来から高く評価いただいていたアーカイブ機能やスパムメール検知機能をさらに強化した最新版の「m-FILTER Ver. 2.8」をリリース、営業活動の強化により、販売が順調に推移しました。

さらに、セキュリティ統合管理ソリューションの一環として、持ち出しPC向けセキュリティ対策の新製品「i-FILTER EndPoint Controller」をリリースし、パソコンを利用する場所を問わず常に均一なセキュリティレベルを維持できるビジネスセキュリティツールとして多くの企業からご好評をいただいております。

主なアライアンスに関する通期での具体的な内容は次の通りです。

<i-FILTER関連>

- ・株式会社Kaspersky Labs Japanのウイルス対策製品との連携を実現した「i-FILTER」の最新版である「i-FILTER Ver. 7.5」の提供を開始
- ・インフォサイエンス株式会社の統合ログ管理システム「Logstorage」と連携した「Logstorage for i-FILTER」の提供を開始

<m-FILTER関連>

- ・日本アイ・ビー・エム株式会社の「Lotus Notes/Domino」のユーザー向けに、同ソフトで送信する全メールを「m-FILTER」で一括アーカイブすることを可能にする「Domino Mail Journal Adapter for m-FILTER」の提供を開始

販売促進活動では、「i-FILTER」および「m-FILTER」の重要性や効果的な活用について広く訴求するために日本最大級の展示会への出展やセミナーの開催、そして当社として初となる「デジタルアーツ パートナー総会」を開催し、当社事業の拡大に貢献いただいたパートナー企業に対してビジネスパートナーアワードの授賞式を行うなど、パートナー企業各社との協力関係を強化いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における企業向け市場の売上高は、1,013,523千円（前年同期比109.8%）となりました。

公共向け市場

当期の重点的取組みとして、平成21年度補正予算「学校ICT環境整備事業」による公立学校でのIT環境整備の動きを踏まえ、Webフィルタリングソフト「i-FILTER」の学校向けの販売促進を積極的に展開しました。第2四半期までは、政権交代に伴う補正予算自体の精査見直しなどの影響により、自治体によっては当該事業の推進に様子見の動きも見られたものの、学校向けIT環境整備を推進する自治体に対して「i-FILTER」の導入提案活動を継続的に進めた結果、第3四半期から第4四半期にかけて大幅に売上高を伸ばしました。

弊社は従来から教育分野で強固な顧客基盤を有しておりますが、この「学校ICT環境整備事業」の効果により公立小・中・高校での「i-FILTER」導入がさらに進むとともに、私立の学校においても「i-FILTER」の導入が前年に比べ増加しました。その結果、弊社製品は全国約24,000校（平成22年3月末現在）で導入されるに至りました。このほか、官公庁向けの大型案件を複数獲得するなど、全体として当期の公共向け市場の売上は好調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度における公共向け市場の売上高は886,553千円（前年同期比131.9%）となりました。

家庭向け市場

家庭向け市場では、インターネットが利用可能な機器の多様化に対応すべく、新規にWebフィルタリングソフトやサービスを利用できる環境の拡充に努めました。当連結会計年度においては、今後ますます普及が見込まれるインターネット対応テレビに対するフィルタリングサービス導入を推進した結果、2009年4月より株式会社日立製作所のハイビジョンテレビ「Wooo」、2010年1月にソニー株式会社の液晶テレビ「ブラビア」、同3月にシャープ株式会社の「液晶テレビAQUOS」に「i-フィルター」の提供を開始しました。これにより、国内大手テレビメーカー6社中3社に対してフィルタリングサービスを提供しております。

また、家庭向けパソコンではこれまでの国内大手9社に加え、ASUSTek Computer Inc.社の「EeePC」、レノボ・ジャパン株式会社の「ThinkPad」シリーズ、および株式会社工人舎の「KOHJINSHA EX」シリーズで新たに標準搭載された結果、「i-フィルター」搭載済みのパソコンを販売する企業は合計で12社となりました。

さらに、家庭用ゲーム機では、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション・ポータブル go」および任天堂株式会社の「ニンテンドーDS i L L」に「i-フィルター」の提供を開始し、今後インターネット接続端末として活発化すると考える家庭用ゲーム機分野の強化も継続しております。

また、家庭へのWebフィルタリングの普及啓発活動の面では、自治体主催の展示会への出展、PTAや小・中学校主催の保護者に対する講演会、警察庁主催の展示会にも積極的に参加をいたしました。

これらの結果、当連結会計年度における家庭向け市場の売上高は290,660千円（前年同期比112.8%）となりました。

(百万円未満切捨)

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
22年3月期	1,013	886	290	2,190
21年3月期	923	671	257	1,852

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが601,142千円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが455,767千円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが58,309千円の支出となったため、当連結会計年度末には1,028,958千円（前連結会計年度末比87,065千円増）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、税金等調整前当期純利益713,626千円及び減価償却費236,866千円、また売上債権の増加による支出162,643千円、法人税等の支払293,351千円等により合計で601,142千円（前年同期比87.7%）の収入となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、定期預金の増加による支出200,000千円、有形固定資産の取得による支出24,733千円、無形固定資産の取得による支出230,478千円、有価証券購入による支出200,556千円、及び有価証券の償還による収入200,000千円により、合計で455,767千円（前年同期比85.1%）の支出となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出22,207千円、配当の支払36,611千円、及び株式の発行による収入510千円により、合計で58,309千円（前年同期比256.0%）の支出となっております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
企業向け市場 (千円)	1,009,446	107.6
公共向け市場 (千円)	886,330	132.1
家庭向け市場 (千円)	299,425	115.6
合計 (千円)	2,195,203	117.5

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
企業向け市場 (千円)	1,013,523	109.8
公共向け市場 (千円)	886,553	131.9
家庭向け市場 (千円)	290,660	112.8
合計 (千円)	2,190,737	118.2

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 輸出版売高はありません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンクBB株式会社	316,658	17.1	375,067	17.1
丸紅情報システムズ株式会社	216,260	11.7	241,459	11.0
サイオステクノロジー株式会社	202,363	10.9	232,089	10.6
ダイワボウ情報システム株式会社	189,512	10.2	231,186	10.6

3 【対処すべき課題】

国内におけるインターネットの普及に伴い、企業においては業務効率の改善や情報漏洩を防止すること、また教育機関や家庭において生徒や子どもが不必要・不適切なサイトへアクセスしインターネット上の危険にさらされるのを防止することに、関心が高まっております。その対応策の一つとして、Webフィルタリングソフトの導入があり、企業、公的機関及び団体にて需要の増加が加速し、さらに今後は一般家庭において急速に需要が喚起されるものと思われれます。

当社グループの中心となるセキュリティ事業は、企業向け、公共向け、家庭向けの3つの大きな市場別に売上を構成しております。当連結会計年度は3つの市場で相対的には好調に推移しました。

今後も企業向けの市場では、「内部統制」関連をはじめ、さらなる市場の広がりが期待できます。また本市場では安定した更新料収入を期待できるためその売上構成比を高め、安定した基盤構築に向け努力してまいります。そのためには、これまで培ったビジネスパートナーによる流通政策を基軸に、販売量の拡大による売上向上に向けて、ビジネスパートナーとの一層の関係強化や新規パートナーの開拓等を進めてまいります。

次に、公共向けの市場では、Webフィルタリングソフトと学校向けのセキュリティ重視型総合インターネットサーバシステムを主軸とし、これまでの学校のほか省庁や市役所等の施設に対して、地域性を考慮した戦略の推進や人員の配置見直しによる政令指定都市以外へのアプローチの強化などによって導入率向上を図り、より安定的な売上を獲得することが重要であると認識しております。

さらに、家庭向けの市場では、安心かつ安全なインターネットの利用環境づくりに対する保護者の意識の向上を背景に、これまで実施してきた大手メーカーの家庭向けパソコンへの標準搭載、ISPやASP経由などによるWebフィルタリングサービスの提供、大手家電量販店でのパッケージ販売、ゲーム機やモバイル端末への搭載、ネットワーク・通信関連企業とのアライアンスによるフィルタリング搭載サーバやネットワーク・通信関連機器の開発・販売、さらにはダウンロード販売といったさまざまな当社グループの販売網を通じて、確実に利用者を獲得してまいります。同時にWebフィルタリングソフトの必要性を感じているにもかかわらず、その存在を知らない潜在的な顧客に対し、インターネット利用の危険性を一般に認知させ、その解決策としてのWebフィルタリングソフトの存在認知を家庭向けに限らず、企業向け及び公共向けに対するものを含め向上させるため、各種の啓蒙活動及び広告活動を実施し、これら潜在需要の喚起と獲得に努めてまいります。また、携帯電話に対するフィルタリングに関しても技術的な問題はなく、社会の要請に合わせて、順次対応してまいります。

インターネットの普及と発展は、必須のインフラストラクチャーとして、今後もこれまで以上のペースで進んでいくものと予想されます。それに伴いライフスタイルなどもこれまで想像し得なかった形に変化していくものと考えられます。

当社グループは当社同様Webフィルタリングソフトを中心事業とする子会社である株式会社アイキューエスとともに、経営資源の集約等による経営の効率化を図り、Webフィルタリングソフトの製品群を拡充し、より広範な顧客層及び様々な要望に対応し得る体制を構築しました。

今後は、そうした体制により変化する状況に柔軟に対応し、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」という当社グループの経営理念に基づいた事業を積極的に展開していくことが当社グループにとって最も重要な課題であると認識しております。

4【事業等のリスク】

当社グループの企業活動は、世界または国内における経済環境の変化や市場の成長度合い、その他、当社グループが計画した事業戦略の成否によって、大きく影響を受けることが予想されます。この結果、当社グループの経営成績、財務状況及び株価が当社グループの見込以上に大きく変動する可能性があります。当社グループの業績、財務状況に影響を与え、株価形成の変動要因となるリスク要因は、次の通りです。なお、文中におけるリスク要因と将来に関する記述は、本有価証券報告書提出時（平成22年6月25日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(a) 主要な製品の販売を販売代理店に依存していることと、取引先の経営状態の変化によって当社グループが受ける影響について

当社グループ製品の大部分は、販売代理店を経由し利用者へ販売されています。従いまして、主要販売代理店の販売状況や経営環境変化（企業のM&Aや倒産など）によって、当社グループの売上高が大きく変動する可能性があります。また、こうした販売代理店は、当社グループにとって競合となる製品の取り扱いも行っています。当社グループは販売代理店への働きかけにより売上高の拡大に努めておりますが、競合製品の取り扱いが当社グループ製品の取り扱いよりも先行する可能性もあります。

また、当社グループの取引先において、主要取引先の経営状態や環境の変化（企業のM&Aや倒産など）により、当社グループへの債務の支払いが停滞したり、その回収が不可能となった場合、当社グループの財務状況に大きく影響を与える可能性があります。

(b) 当社グループ製品の学校及び自治体などへの販売が国家予算や自治体の政策方針により影響を受けることについて

当社グループ製品の国公立学校や地方自治体などに対する売上高は、本製品の導入該当先の性質上、国家予算の変動や地方自治体への予算配賦状況、地方自治体における予算の消化状況などによって大きく影響を受ける可能性があります。

(c) インターネットにおける法規制、NPO法人などによる無料サービスの提供、並びにオペレーティングシステムへの無償での組み込みによって受ける影響について

インターネットにおける法規制などが進み、政府やNPO法人によって当社グループの「Webフィルタリング」事業に類する施策や対応が低価格あるいは無償で行われた場合、当社グループにおいて事業及び収益モデルの変更を余儀なくされる可能性があります。

また将来において、当社グループが提供するWebフィルタリングソフトまたはそれに類似するものが、コンピューターのオペレーティングシステム（OS）などに無償または非常に低価格で付加され販売される可能性があり、その製品が当社グループの提供するWebフィルタリングの機能より劣っている場合でも、利用者がそうした製品を積極的に利用する可能性があります。このような場合には当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(d) デジタルアーツ株式会社発行株式の特定株主への集中による影響について

平成22年3月31日現在のデジタルアーツ株式会社発行済株式数は138,610株（自己株式含む）であり、取締役による保有株式数以外の株式数は88,374株と比較的少数であるため、国内外の機関投資家による集中的な株式保有がなされた場合、特定株主への株式集中によって株主数が減少し、上場廃止基準へ抵触する可能性があります。また同様に、国内外の機関投資家によって保有株式の短期的かつ集中的な株式売却がなされた場合、株価が大きく変動する可能性があります。

(e) 将来企業、学校、家庭などにおいてインターネットそのものの利用機会が衰退した場合の影響について

「インターネット」は世界的にも急速に発展を遂げ、今やなくてはならない情報インフラストラクチャーであります。現在、当社グループの売上の大部分がこの「インターネット」に関連した製品やサービスによって構成されているため、今後「インターネット」そのものの衰退や当社グループ製品の該当市場となる「企業」、「学校」、「自治体」、「家庭」などにおいて、「インターネット」そのものの利用機会が大きく減少した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(f) 知的財産（特許等）の保護の限界について

当社グループは、独自に開発した技術やノウハウの保全に対して、国内外にてしかるべき対策を行っておりますが、一部地域において法的制限によって当社グループの知的財産権が完全にまたは限定的にしか保護されない可能性があります。このため、他社が当社グループの技術の分析や研究を実施すること、類似する製品の提供を行うことを完全には防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権や著作権の侵害については細心の注意を払い、製品の販売やサービスの提供を行っておりますが、将来他社から知的財産権や著作権を侵害していると見なされる可能性があります。

(g) 当社グループの技術の陳腐化や技術革新が進行し得なかった場合の影響について

当社グループでは、現在提供している製品やサービスにおける技術や品質向上と将来の新製品、新サービスの提供に向け、開発活動を行っております。しかしながら、将来的に当社グループが提供している製品やサービスの陳腐化や当社グループにおける技術革新が進行しなかった場合、当社グループが提供する製品やサービスが競合他社のそれと比較して競争力を獲得できない可能性があります。このことが将来当社グループの業績や財務状況に対して大きな影響となる可能性があります。

(h) 当社グループが提供する製品のバグ（不具合）や欠陥の発生による影響について

当社グループでは「Webフィルタリングソフト」を中心に、多くのソフトウェア製品を開発販売しております。ソフトウェアの開発から販売までの過程において数多くの品質チェックを行い、プログラムの動作確認には万全を期しておりますが、販売時には予期し得なかったソフトウェア特有のバグ（不具合）が販売後確認されることもあります。その場合、当社グループでは速やかに製品のアップデート（修正）プログラムを提供し対応しております。しかしながら、こうしたバグの解決に非常に長期間を有した場合、またはバグの解決に至らなかった場合は、製品の売上の減少や返品によって当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(i) 当社グループが所有する基幹システム（サーバ）のトラブルによってサービスを提供できなくなることによる影響について

当社グループは主要なサービスの大部分を、当社グループが管理するサーバと利用者のコンピュータ機器がデータの送受信を行うことを前提とし、提供する形態としております。当社グループではこれらのサーバを最重要基幹システムとして位置付け、サーバの二重化やデータのバックアップ取得による保全策などを実行し、サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、サーバはハードウェアであり予期せぬ動作の停止や誤作動及び重要データ（当社グループサービスの核となるURLデータベース、顧客情報、技術情報など）の喪失などが発生し、サービスの提供を行うことができなくなる可能性があります。

また、サーバを保管している施設の事業の停止によるサービスの停止、当社グループが利用するインターネットサービスプロバイダや回線提供事業者におけるトラブル発生、ハッキングまたは重要データの盗難による情報の流出などによって、当社グループがサービスの提供の中断を余儀なくされた場合も同様です。こうしたことによって、サービスが短期・長期に関わらず停止した場合、当社グループへの信頼が低下する恐れがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(j) 主要な経営陣への依存と、有能な技術者やキーパーソンの確保及び育成について

当社グループの運営は、代表取締役社長である道具登志夫をはじめとする主要な経営陣に大きく依存しております。将来これらの経営陣において、病気やけがによる長期休暇、退職、死亡などの事態が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。また、当社グループの成長と成功は有能な技術者やキーパーソンに大きく依存しており、これら重要な人材の確保と育成には常に取り組んでおりますが、将来こうした技術者やキーパーソンの確保と育成ができなかった場合は、当社グループの成長、業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(k) 企業の合併と買収、営業権の譲渡や獲得などによる影響について

デジタルアーツ株式会社は大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」への公開企業であり、代表取締役社長である道具登志夫が平成22年3月31日現在の発行済株式138,610株（自己株式含む）のうち50,235株（保有する株式の割合 約36%）を保有し筆頭株主となっております。しかしながら、公開企業にとって企業の買収と合併の可能性は否定できず、将来当社グループにおいても企業全体または事業の一部や営業権について、買収、合併及び譲渡される可能性があります。このような場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社グループが企業買収、合併及び営業権の獲得を行った場合も同様の影響が発生する可能性があります。

(l) 天災、災害、テロ活動、戦争、生物ウィルスなどの発生や停電による影響について

地震や天災といった災害、国内におけるテロ活動、国内外での戦争の発生や悪性インフルエンザに代表される生物ウィルスの蔓延などの予期せぬ事態により、当社グループの業績や事業活動が影響を受ける可能性があります。また、全国的、地域的な停電や入居しているビルの事情によって電力供給が十分得られなかった場合、当社グループの事業活動とサービスの提供が停止し、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、開発部で実施しており、当社製品のユーザビリティ向上のための調査、比較、分析を行い、現製品の改良に向けた検討を図っております。また次期事業のための製品及びサービス提供に向けた技術調査、研究、開発を行い、製品化に向けた活動を実施しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、14,178千円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当社グループの当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べて495,898千円増加し、3,253,872千円となりました。

流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べて619,323千円増加し、2,723,730千円となりました。これは主として、売上高の増加による売上債権の増加219,814千円や売上債権の回収による現預金の増加187,126千円等によるものであります。

固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べて123,425千円減少し、530,141千円となりました。これは主として、1年以内に償還予定債券の流動資産への振替による減少101,092千円や償却によるのれんの減少51,502千円等によるものであります。

(負債)

当社グループの当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べて149,071千円増加し561,887千円となりました。

これは主として、当期純利益の増加による未払法人税等の増加67,108千円や未經過保守売上による前受金の増加57,170千円等によるものであります。

(純資産)

当社グループの当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べて346,827千円増加し2,691,984千円となりました。これは、税引後純利益370,656千円による利益剰余金の増加、配当による利益剰余金37,694千円の減少、新株予約権35,383千円の増加、自己株式22,141千円の増加等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）におけるわが国経済は、海外経済の改善や政府の緊急経済対策の効果などを背景に、景況感に一部回復の兆しが見られたものの、企業収益や雇用情勢、個人消費の低迷など、依然として厳しい状況にありました。

当社では、このような厳しい経済状況の時こそ継続的な発展に向け長期的な視点で土台作りを行うことが重要であると考え、開発、営業およびマーケティング活動の担当組織を強化するとともに、特に企業向け製品について重点的なプロモーション活動を展開して当社製品の認知度の更なる向上を図りました。

製品面では、企業及び公共向け製品のWebフィルタリングソフト「i-FILTER」並びに電子メールフィルタリングソフト「m-FILTER」について、それらの市場拡大を推進するため、当期はフィルタリングと親和性の高い技術や製品とのアライアンスの推進を行いました。その結果、「i-FILTER」および「m-FILTER」のそれぞれについて、他社製品と連携した製品を迅速に開発し、発売いたしました。

また、家庭向けWebフィルタリングソフト「i-フィルター」については、インターネット利用が可能な機器の多様化に対応するための開発やメーカーに対する提案活動を実施いたしました。販売活動の面では、首都圏を中心とした大手家電量販店での露出を高めて店頭販売の推進を図ったほか、電車内の広告および駅構内看板への広告掲出

を行う等のプロモーション活動や普及を促進するための啓発活動を展開しました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループ全体の売上高は2,190,737千円（前年同期比118.2%）となりました。また、営業利益は710,917千円（前年同期比112.9%）、経常利益は714,081千円（前年同期比112.9%）、当期純利益は370,656千円（前年同期比105.6%）となりました。

なお事業別の分析は、第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績をご参照ください。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローに記載の通りであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は26,863千円であります。内訳は、各種サービス及び各事業所で使用するサーバ等器具及び備品、車両運搬具の増加であります。

また、無形固定資産への投資は主にソフトウェアの開発のために228,689千円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、当社の主要な設備を示すと次の通りであります。

(平成22年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
		建物		器具及び備品 (千円)	車両運搬具 (千円)	合計 (千円)	
		面積 (㎡)	金額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	管理・開発 ・営業施設	634.54 (634.54)	17,718	26,421	6,685	50,826	99 (22)

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 建物の欄の()内の数字は、内書きで貸借中のものであります。

3 従業員数欄の()書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。

4 その他の事業所として北海道営業所(従業員1名)、東北営業所(同 2名)、中部営業所(同 5名)、関西営業所(同 5名)、九州営業所(同 3名)があります。

(2) 国内子会社

(平成22年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (名)
			器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
株式会社アイキューエス	本社 (東京都千代田区)	管理・開発・営業施設	438	438	1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	450,360
計	450,360

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	138,610	139,370	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マ ーケット「ヘラクレス」)	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。
計	138,610	139,370	—	—

(注) 1 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が760株増加しております。

2 「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権(ストックオプション)は次のとおりであります。

i) 平成13年1月25日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,118株	358株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき22,223円	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年1月26日 至平成23年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 22,223円 資本組入額 11,112円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れ、そ の他の一切の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株引受権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 新株引受権の喪失

被付与者が次の各号に該当した場合には、会社に対する本新株引受権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者が提出会社または提出会社の関係会社の役員(取締役及び監査役をいうものとし、以下同様とする。)または従業員のいずれの地位をも有さなくなった場合。
(2) 被付与者が破産宣告を受けた場合。

4 新株引受権の相続

被付与者が死亡した場合には、被付与者の法定相続人の中から予め1名を本新株引受権を相続すべき者として指定し、本新株引受権を承継することができる。

- ② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

i) 平成14年6月18日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	89個	89個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,602株(注)1	1,602株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき22,223円	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年6月19日 至平成24年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格22,223円 資本組入額11,112円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4、5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、18株であります。

- 2 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価(ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前払込価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の喪失

被付与者が次の各号に該当した場合には、会社に対する本新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者が提出会社、提出会社の子会社もしくは提出会社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。)の役員(監査役を含む。以下同じ。)または従業員のいずれの地位をも喪失した場合。
- (2) 被付与者が破産宣告を受けた場合。

5 新株予約権の相続

被付与者は、自らの法定相続人の中から予め1名を本新株予約権を相続すべき者として指定し、本新株予約権を承継させることができる。

ii) 平成17年6月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	165個	162個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	495株(注)1	486株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 156,334円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成27年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 156,334円 資本組入額 78,167円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 3 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

③会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

i) 平成19年6月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	462個	455個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	462株	455株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 149,650円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年5月29日 至 平成29年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 149,650円 資本組入額 74,825円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2 新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

3 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。
募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ii) 平成20年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	952個	952個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	952株	952株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき78,500円	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年5月30日 至平成30年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 78,500円 資本組入額39,250円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 3 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクロス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。
募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

iii) 平成21年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	—	993個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	—	993株
新株予約権の行使時の払込金額	—	1株につき59,300円
新株予約権の行使期間	—	自 平成24年5月26日 至 平成31年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	発行価格 59,300円 資本組入額29,650円
新株予約権の行使の条件	—	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	—	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 3 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクロス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。
募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年4月1日～ 平成18年1月31日 (注) 1	1,177	45,231	69,729	639,396	69,727	626,034
平成18年2月1日 (注) 2	90,462	135,693	—	639,396	—	626,034
平成18年2月1日～ 平成18年3月31日 (注) 3	891	136,584	21,456	660,852	21,455	647,490
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 4	1,113	137,697	12,367	673,220	12,366	659,856
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 5	764	138,461	8,489	681,709	8,488	668,345
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 6	121	138,582	1,344	683,054	1,344	669,689
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 7	28	138,610	311	683,365	311	670,001

(注) 1 平成17年4月1日から平成18年1月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が1,177株、資本金が69,729千円、資本準備金が69,727千円増加しております。

2 株式分割(1:3)

3 平成18年2月1日から平成18年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が891株、資本金が21,456千円、資本準備金が21,455千円増加しております。

4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が1,113株、資本金が12,367千円、資本準備金が12,366千円増加しております。

5 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が764株、資本金が8,489千円、資本準備金が8,488千円増加しております。

6 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が121株、資本金が1,344千円、資本準備金が1,344千円増加しております。

7 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が28株、資本金が311千円、資本準備金が311千円増加しております。

8 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が760株、資本金が8,445千円、資本準備金が8,444千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	5	18	53	12	7	10,071	10,167	—
所有株式数(株)	15	7,506	2,717	2,349	6,919	44	119,060	138,610	—
所有株式数の割合(%)	0.01	5.42	1.96	1.69	4.99	0.03	85.90	100.00	—

(注) 自己株式372株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
道具 登志夫	東京都世田谷区	50,235	36.24
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,912	2.82
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC 2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	3,673	2.65
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	2,099	1.51
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,275	0.92
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS JP RECENTIC バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェーピー アー ルイーシー アイティアイシ ー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	CITYGROUP CENTRE CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	1,039	0.75
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	804	0.58
道具 勇夫	東京都大田区	720	0.52
岩崎 明美	千葉県千葉市若葉区	720	0.52
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の 内 19番	719	0.52
計	—	65,196	47.04

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、全て信託業務に係る株数であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 372	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 138,238	138,238	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	138,610	—	—
総株主の議決権	—	138,238	—

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
デジタルアーツ株式会社	東京都千代田区永田町2丁目13番10号	372	—	372	0.27
計	—	372	—	372	0.27

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション制度の状況

(平成13年1月25日臨時株主総会決議)

旧商法に基づき、当社取締役及び当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株引受権を発行することを、平成13年1月25日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成13年1月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役（5名）、従業員（38名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株引受権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度の状況
i) (平成14年6月18日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成14年6月18日開催の定時株主総会において特別決議しております。

決議年月日	平成14年6月18日
付与対象者の区分及び人数	取締役（5名）、従業員（47名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価(ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前払込価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ii) (平成17年6月20日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役(3名)、従業員(63名) 子会社従業員(2名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度の状況
i) (平成19年6月21日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（73名） 子会社従業員（2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 1 平成19年6月21日開催の定時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

ii) (平成20年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役(3名)、従業員(98名) 子会社従業員(1名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年5月30日 至平成30年6月24日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております

(注)1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除

く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

iii) (平成21年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成31年6月24日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。

募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

iv) (平成22年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月15日 至 平成32年6月24日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。

募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次のとおり決定する。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年5月25日)での決議状況 (取得期間 平成22年2月25日～平成22年8月31日)	3,100	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	372	22,141,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,728	177,858,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	88.0	88.9
当期間における取得自己株式	1,990	117,317,700
提出日現在の未行使割合(%)	23.8	30.3

(注) 当社は、平成22年2月24日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。平成22年5月25日開催の取締役会において、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたしました。

上記は、変更後について記載しております。

(変更前) 株式総数 1,500株
取得価額の総額 100,000,000円
取得期間 平成22年2月25日～平成23年2月24日

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)	—	—	—	—
保有自己株式数	372	—	2,362	—

3 【配当政策】

経営基盤の一層の強化と市場の急激な拡大を視野に入れたWebフィルタリングソフトの普及に備えた投資資金確保のため、内部留保を確保しつつ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。目標配当性向を連結当期純利益の約10%としております。（ただし、22年3月期配当には当社創立15周年記念配当125円を含む）

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会でありま

す。
当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めてお

ります。
なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成22年6月24日 定時株主総会決議	55,295	(注) 400

(注) 当社創立15周年記念配当125円含む

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高（円）	1,680,000 ※ 576,000	424,000	161,000	179,000	94,800
最低（円）	295,000 ※ 250,000	89,300	39,400	38,550	49,100

(注) 1 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

2 ※印は、株式分割権利落後の株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高（円）	61,900	67,000	61,900	64,700	64,500	69,600
最低（円）	53,500	49,100	52,700	54,200	54,000	57,600

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	道具 登志夫	昭和43年2月17日生	平成9年10月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成15年10月 経営企画本部長 平成17年3月 株式会社アイキュエス取締役 平成17年11月 株式会社アイキュエス 代表取締役(現任)	(注) 2	50,865
取締役	COO(最高 執行責任者) 兼 開発部長	高橋 則行	昭和47年11月20日生	平成10年9月 当社入社開発部 平成12年3月 取締役開発部長 平成12年7月 取締役開発本部長 平成17年11月 株式会社アイキュエス取締役 (現任) 平成18年11月 取締役CTO(最高技術責任者) 平成19年10月 取締役CTO(最高技術責任者) 開発部長 平成20年10月 取締役COO(最高執行責任者) (現任)	(注) 2	—
取締役	管理部長	眞田 久雄	昭和43年1月11日生	平成18年3月 当社入社 管理本部長 平成18年6月 取締役管理本部長 平成19年10月 取締役管理部長(現任)	(注) 2	1
常勤監査役	—	若井 修治	昭和11年4月8日生	昭和34年4月 東京電機化学工業株式会社 (現TDK株式会社)入社 昭和62年12月 TDKコア株式会社 代表取締役社長 平成9年6月 TDK株式会社監査役 平成12年6月 当社監査役(現任) 平成17年3月 株式会社アイキュエス監査役 (現任)	(注) 3	—
監査役	—	窪川 秀一	昭和28年2月20日生	昭和51年11月 監査法人中央会計事務所入所 (現あらた監査法人) 昭和61年7月 窪川公認会計士事務所(現窪川 パートナー会計事務所)開設 代表(現任) 平成元年2月 ソフトバンク株式会社監査役 (現任) 平成12年3月 当社監査役(現任) 平成15年5月 株式会社カスミ監査役(現任) 平成16年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ ニーズ監査役(現任) 平成17年6月 共立印刷株式会社監査役(現任) 平成18年6月 株式会社ばど社外監査役(現任)	(注) 3	—
監査役	—	上杉 昌隆	昭和40年7月31日生	平成7年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 平成11年4月 上杉法律事務所開設 所長 平成12年9月 アムレック法律会計事務所 (現霞が関法律会計事務所) 共同経営者(現任) 平成15年6月 当社監査役(現任)	(注) 3	—
計						50,866

(注) 1 監査役 窪川秀一、上杉昌隆は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

2 平成21年6月24日開催の定時株主総会終結のときから2年間

3 平成19年6月21日開催の定時株主総会終結のときから4年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

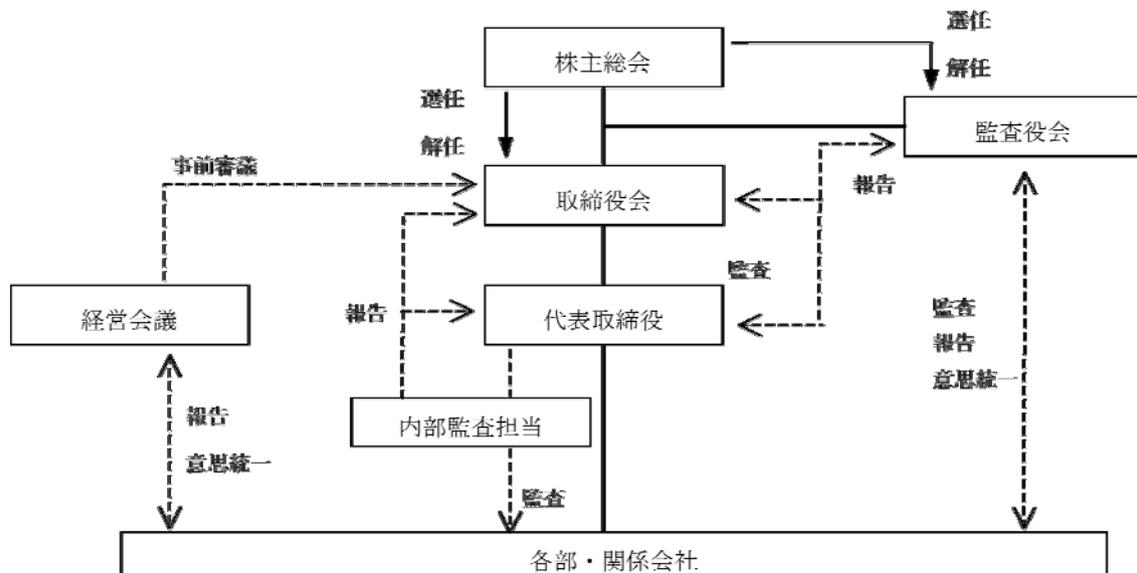
イ. 企業統治の体制の概要

当社におけるコーポレート・ガバナンスの考え方は、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」であり、今後もこうした姿勢の維持・強化に努めてまいります。

取締役会は、代表取締役1名及び取締役2名の計3名（提出日現在）で構成され、監査役の同席を得て原則として毎月1回開催し、経営の根幹に関わる重要な事項の意思決定を行っております。また、取締役会の前置機関として、代表取締役、取締役、常勤監査役、各部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、従業員を代表する各部の責任者からの意見を十分に取り入れ、取締役会の事前審議またその意思決定を踏まえた各経営戦略を決定しております。

あわせて、各部課長級以上のメンバーで構成する経営報告連絡会議を毎週1回開催し、各部門の業務進捗状況に関する報告と意思統一を図っております。これら会議体によって、各自の役割と責任を明確にし、取締役会での意思決定の具現化を図っております。あわせて、それぞれの業務の明確化と相互牽制を行うべく機能別に部を設立しコーポレート・ガバナンスの維持を行っております。

当社グループの経営組織とコーポレート・ガバナンスを維持するための概要は次図の通りです。



(注) 経営会議は、経営報告連絡会議を含みます。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的方針である「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」に関しては、機能別に設立した各部により、それぞれの業務の明確化と相互牽制がなされており、経営の根幹に関わる重要な事項を定例取締役会で討議することに加えて、臨時に発生する各種開示事項や諸施策に関しても取締役会を取締役及び監査役出席のもと適時開催し、迅速な意思決定を可能としております。

「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」における社外のチェックという観点からは、常勤監査役が各種会議体に出席する他、他の日常業務における重要書類の閲覧等に関する事項や取締役・従業員からの聴取事項に関する報告を原則として毎月開催される監査役会において2名の社外監査役に詳細に報告しております。2名の社外監査役は、それぞれが公認会計士、弁護士の有資格者であり、独立したそれぞれの専門分野の立場から経営の意思決定に対する厳格なチェックを実施しております。

なお当社は、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとし、社外取締役の選任は予定いたしておりません。

ハ、内部統制システムの整備の状況

内部統制システム基本方針

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

監査役の職務を補助し、取締役および従業員の業務執行の適法性、定款への適合性、有効性・効率性の確保、財務報告の信頼性並びに資産の保全に関する体制を整備するため、内部監査担当を置き、内部監査を通じた内部統制体制を構築する。内部監査担当は経営管理・業務活動全般を対象とする内部監査を定期的実施し、法令・経営方針・定款、各種規程および定められた業務プロセス等への当社並びに当社グループの準拠状況を評価、検証し、監査役会並びに取締役会に適時報告すること。

II. 内部監査の独立性を確保する体制

内部監査担当の取締役会からの独立性を確保するため、内部監査担当の人事については、監査役会と事前協議を行い、その同意を得ること。

III. 取締役および従業員が監査役会に報告をするための体制

監査の実効性を確保するため、取締役および従業員から監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役会が適時報告を受ける体制を整備すること。また、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこと。

IV. 取締役および従業員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

内部監査の実効性を確保するため、取締役および従業員の業務職務の執行に係る重要書類（含む電磁的媒体）の管理方法および保存期間を定める規程を整備し、適切に保存および管理・破棄する。

V. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、リスク管理に関する規程の制定、ガイドライン・マニュアル、従業員教育等の整備等を行うこと。

VI. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するため、年度毎に事業計画を策定し、別途策定される中期経営計画との進捗を月次の業績評価により検証する。通常業務遂行については、職務権限規程ならびに業務分掌規程に基づき取締役会から使用人に権限の委譲を行い、効率的な業務執行に当たる。

VII. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

従業員の業務執行の適法性に関する体制を整備するため、法令順守に係る規程を制定し、従業員教育や従業員通報制度の実施等を行い、問題発生時には取締役会並びに監査役会に報告される体制整備を行う。

VIII. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社アイキューエスと内部監査契約を締結し、当社内部監査部門による子会社内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会並びに監査役会に報告を行う。

IX. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、経営上のリスク管理に関する体制を整備するため規程の制定し、基本方針・管理責任を明確にしリスク管理体制を強化しております。

さらに当社グループでは、法令遵守（コンプライアンス）推進のため、コンプライアンス規程を制定しております。法律問題への適切な対応を行うため法律事務所と顧問契約を結び、助言と指導を受ける体制を整備しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査担当1名と監査役3名で構成されております。

内部監査につきましては、代表取締役直轄の機関として内部監査担当を設置しております。内部監査にあたっては会計監査人及び監査役、管理部の内部統制担当と連携し、意見交換をしたうえで年度計画を策定し、監査を実施しております。監査結果については報告書を作成し、逐次代表取締役に報告するほか、監査役へも報告しております。

常勤監査役若井修治氏は、TDK株式会社において長年経理財務業務に携った経験をもっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役窪川秀一氏は公認会計士、監査役上杉昌隆氏は弁護士であります。

③ 会計監査の状況

当社グループは、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査業務について、三優監査法人と監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、久保幸年、瀬尾佳之の2氏であり、当該業務に係る補助者は、公認会計士1名、試験合格者2名、その他1名を主たる構成員としております。

④ 社外取締役と社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

イ. 社外監査役と当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係

社外監査役 窪川秀一並びに上杉昌隆と当社との間に記載すべき特別な利害関係はない。

ロ. 社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能および役割

当社は、社外監査役 窪川秀一に対し有資格者（公認会計士 税理士）としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えること。また、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えており、平成22年3月24日開催の取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

また、社外監査役 上杉昌隆に対し有資格者（弁護士）としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えること。また、当社経営陣と直接の利害関係はなく、高い独立性を有していることから、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことができると当社では考えており、平成22年3月24日開催の取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

ハ. 社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外監査役 窪川秀一に対し有資格者（公認会計士 税理士）としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えること。また、社外監査役 上杉昌隆に対し有資格者（弁護士）としての専門分野の立場から、当社の経営の意思決定に関する監査・監督を行えることを選任する理由としております。

社外監査役 窪川秀一並びに上杉昌隆は、平成19年6月21日開催の定時株主総会で再任され任期は4年間であります。

二. 社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、内部監査担当が定期的実施する内部監査結果の内、重要な事象・リスク要因については、監査役に詳細な報告を行っております。

また、四半期決算及び本決算に関わる会計監査人監査において、監査役が業務を執行した公認会計士及び監査業務に関わる補助者から監査状況における詳細な報告を受けております。

管理部の内部統制部門は、必要に応じて取締役会を通じて社外監査役に対して内部統制等の状況について報告しております。

ホ. 社外取締役を選任していない理由

当社は、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとし、社外取締役の選任は予定いたしていません。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとに報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役	46,275	32,400	13,875	3
監査役 (社外監査役を除く)	5,400	5,400	—	1
社外役員	4,800	4,800	—	2

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)	内 容
26,090	2	業務の対価としての給与であります。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

I. 取締役

基本報酬については、取締役会において決定しております。

上記、基本報酬の報酬限度額は、平成18年6月28日の株主総会決議により年額300,000千円と定めております。

ストック・オプションについては、株主総会の委任を受けた取締役会において決定しております。

上記、ストック・オプションの報酬限度額は、平成18年6月28日の株主総会決議により年額200,000千円と定めております。

II. 監査役

基本報酬については、監査役の協議により決定しております。

職務や権限を考慮し業績との連動を行わず定額報酬のみとしております。

上記、定額報酬の報酬限度額は、平成18年6月28日の株主総会決議により年額100,000千円と定めております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。この場合、累積投票によらないものとしております。

⑧ 自己株式の取得決議機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨ 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株主質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

⑩ 責任限定契約の内容と概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、当社の取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 監査役の責任免除

当社は、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるため、当社の監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	21,000	—	19,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	21,000	—	19,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はございません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はございません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査業務のみを依頼しており監査報酬はその監査日数、当社の事業規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。

また、同基準機構の行うセミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,341,763	1,528,890
受取手形及び売掛金	503,885	723,700
有価証券	199,649	401,149
製品	5,517	4,300
繰延税金資産	32,783	40,535
その他	20,807	25,155
流動資産合計	2,104,407	2,723,730
固定資産		
有形固定資産		
建物	35,670	38,043
減価償却累計額	△12,677	△16,670
建物(純額)	22,992	21,373
車両運搬具	—	8,091
減価償却累計額	—	△1,405
車両運搬具(純額)	—	6,685
工具、器具及び備品	110,500	121,449
減価償却累計額	△72,486	△89,162
工具、器具及び備品(純額)	38,013	32,286
有形固定資産合計	61,006	60,345
無形固定資産		
のれん	51,502	—
ソフトウェア	301,334	320,986
その他	50,983	52,296
無形固定資産合計	403,820	373,283
投資その他の資産		
投資有価証券	101,092	—
繰延税金資産	2,096	8,195
その他	85,551	88,316
投資その他の資産合計	188,740	96,512
固定資産合計	653,566	530,141
資産合計	2,757,973	3,253,872

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,476	490
未払法人税等	142,245	209,353
賞与引当金	46,302	58,761
前受金	—	190,725
その他	222,791	102,555
流動負債合計	412,816	561,887
負債合計	412,816	561,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	683,054	683,365
資本剰余金	669,689	670,001
利益剰余金	978,070	1,311,032
自己株式	—	△22,141
株主資本合計	2,330,814	2,642,257
新株予約権	14,343	49,727
純資産合計	2,345,157	2,691,984
負債純資産合計	2,757,973	3,253,872

②【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	1,852,903	2,190,737
売上原価	387,710	437,507
売上総利益	1,465,193	1,753,230
販売費及び一般管理費	※1, ※2 835,697	※1, ※2 1,042,312
営業利益	629,496	710,917
営業外収益		
受取利息	3,441	3,033
雑収入	414	499
営業外収益合計	3,855	3,533
営業外費用		
支払利息	116	—
株式交付費	462	112
新株予約権発行費	—	191
自己株式取得費用	—	66
雑損失	9	—
営業外費用合計	588	369
経常利益	632,762	714,081
特別損失		
固定資産除却損	※3 379	※3 286
事務所移転費用	482	168
特別損失合計	861	454
税金等調整前当期純利益	631,901	713,626
法人税、住民税及び事業税	281,070	356,820
法人税等調整額	△25	△13,851
法人税等合計	281,044	342,969
当期純利益	350,856	370,656

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	681,709	683,054
当期変動額		
新株の発行	1,344	311
当期変動額合計	1,344	311
当期末残高	683,054	683,365
資本剰余金		
前期末残高	668,345	669,689
当期変動額		
新株の発行	1,344	311
当期変動額合計	1,344	311
当期末残高	669,689	670,001
利益剰余金		
前期末残高	627,213	978,070
当期変動額		
剰余金の配当	—	△37,694
当期純利益	350,856	370,656
当期変動額合計	350,856	332,962
当期末残高	978,070	1,311,032
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△22,141
当期変動額合計	—	△22,141
当期末残高	—	△22,141
株主資本合計		
前期末残高	1,977,268	2,330,814
当期変動額		
新株の発行	2,688	622
剰余金の配当	—	△37,694
当期純利益	350,856	370,656
自己株式の取得	—	△22,141
当期変動額合計	353,545	311,443
当期末残高	2,330,814	2,642,257

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
新株予約権		
前期末残高	—	14,343
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,343	35,383
当期変動額合計	14,343	35,383
当期末残高	14,343	49,727
純資産合計		
前期末残高	1,977,268	2,345,157
当期変動額		
新株の発行	2,688	622
剰余金の配当	—	△37,694
当期純利益	350,856	370,656
自己株式の取得	—	△22,141
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,343	35,383
当期変動額合計	367,888	346,827
当期末残高	2,345,157	2,691,984

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	631,901	713,626
減価償却費	197,659	236,866
のれん償却額	51,502	51,502
株式報酬費用	14,343	35,383
賞与引当金の増減額(△は減少)	14,164	12,458
受取利息	△3,441	△3,033
支払利息	116	—
株式交付費	462	112
固定資産除却損	379	286
売上債権の増減額(△は増加)	168,727	△162,643
たな卸資産の増減額(△は増加)	△2,264	1,217
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,842	△985
未払金の増減額(△は減少)	△14,214	△3,255
敷金及び保証金の増減額(△は増加)	△16,033	△3,124
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△1,510	△4,447
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△2,509	13,361
その他	△562	3,905
小計	1,035,878	891,230
利息及び配当金の受取額	3,796	3,264
法人税等の支払額	△354,519	△293,351
営業活動によるキャッシュ・フロー	685,155	601,142
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(△は増加)	—	△200,000
有形固定資産の取得による支出	△32,311	△24,733
無形固定資産の取得による支出	△202,016	△230,478
有価証券の取得による支出	△199,510	△200,556
有価証券の償還による収入	—	200,000
投資有価証券の取得による支出	△101,509	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△535,346	△455,767
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△25,000	—
株式の発行による収入	2,226	510
自己株式の取得による支出	—	△22,207
配当金の支払額	—	△36,611
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,773	△58,309
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	127,035	87,065
現金及び現金同等物の期首残高	814,857	941,893
現金及び現金同等物の期末残高	※1 941,893	※1 1,028,958

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社アイキュエス	(1) 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社アイキュエス
2. 持分法の適用に関する事項	持分法の適用会社はありません。	同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	イ 有価証券 ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） ② その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ロ たな卸資産 ① 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。 これにより、損益に与える影響はありません。	イ 有価証券 ① 満期保有目的の債券 同左 ② その他有価証券 時価のないもの 同左 ロ たな卸資産 ① 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	イ 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ロ 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。 ハ 長期前払費用 定額法によっております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	イ 有形固定資産 同左 ロ 無形固定資産 同左 ハ 長期前払費用 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>イ 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>① 一般債権 貸倒実績率法によっております。 なお、当連結会計年度に計上すべき金額はありません。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>イ 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p>	<p>イ 株式交付費 同左</p> <p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>① 一般債権 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 同左</p> <p>イ 消費税等の処理方法 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p>	<p>同左</p>
<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんの償却については、5年間で均等償却することとしております。</p>	<p>同左</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより、損益に与える影響はありません。</p>	—————

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「製品」へ変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」には、「製品」のみ含まれております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「敷金保証金の預入による支出」(当連結会計年度は△16,365千円)及び「敷金保証金の解約による収入」(当連結会計年度は332千円)は、EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上するため、当連結会計年度より「敷金及び保証金の増減額(△は増加)」として表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前連結会計年度まで流動負債「その他」に含めて表示しておりました「前受金」(前連結会計年度末残高133,555千円)については、負債純資産合計の100分の5超となったため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	—————

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
—————	—————

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なもの		※1 販売費及び一般管理費の主なもの	
広告宣伝費	81,994 千円	広告宣伝費	104,834 千円
給与手当	223,257 千円	給与手当	303,142 千円
賞与引当金繰入額	25,803 千円	賞与引当金繰入額	35,568 千円
支払手数料	56,045 千円	支払手数料	58,349 千円
のれん償却額	51,502 千円	のれん償却額	51,502 千円
※2 研究開発費の総額		※2 研究開発費の総額	
一般管理費に含まれる研究開発費は10,752千円であります。		一般管理費に含まれる研究開発費は14,178千円であります。	
※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。		※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	
工具、器具及び備品	379 千円	工具、器具及び備品	286 千円
計	379 千円	計	286 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	138,461	121	—	138,582
合計	138,461	121	—	138,582

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加121株は新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	14,343
合計		—	—	—	—	—	14,343

3. 配当に関する事項

(1) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	37,694	利益剰余金	272	平成21年3月31日	平成21年6月25日

当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	138,582	28	—	138,610
合計	138,582	28	—	138,610
自己株式				
普通株式（注）2	—	372	—	372
合計	—	372	—	372

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加28株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加372株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	49,727
	合計	—	—	—	—	—	49,727

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	37,694	272	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総 額（千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	55,295	利益剰余金	400	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(注) 配当の総額及び1株当たり配当額は当社創立15周年記念配当を総額17,279千円、1株当たり125円を含むものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																				
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,341,763千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td style="text-align: right;">△400,000千円</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">129千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">941,893千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	1,341,763千円	預入期間が3ヶ月を超える	△400,000千円	定期預金		有価証券	129千円	現金及び現金同等物	941,893千円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,528,890千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td style="text-align: right;">△600,000千円</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">100,067千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,028,958千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	1,528,890千円	預入期間が3ヶ月を超える	△600,000千円	定期預金		有価証券	100,067千円	現金及び現金同等物	1,028,958千円
現金及び預金	1,341,763千円																				
預入期間が3ヶ月を超える	△400,000千円																				
定期預金																					
有価証券	129千円																				
現金及び現金同等物	941,893千円																				
現金及び預金	1,528,890千円																				
預入期間が3ヶ月を超える	△600,000千円																				
定期預金																					
有価証券	100,067千円																				
現金及び現金同等物	1,028,958千円																				

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">90,985千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">159,224千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">250,209千円</td> </tr> </table>	1年内	90,985千円	1年超	159,224千円	合計	250,209千円	<p>オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">90,985千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">68,239千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">159,224千円</td> </tr> </table>	1年内	90,985千円	1年超	68,239千円	合計	159,224千円
1年内	90,985千円												
1年超	159,224千円												
合計	250,209千円												
1年内	90,985千円												
1年超	68,239千円												
合計	159,224千円												

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

有価証券は満期保有を目的とする社債・国債及び短期運用のキャッシュ・マネージメント・ファンドであり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業部及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。

②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社の資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回避しております。

また、有価証券については、四半期ごとに時価を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、自己資金による運転資金の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,528,890	1,528,890	—
(2) 受取手形及び売掛金	723,700	723,700	—
(3) 有価証券	401,149	401,898	749
資産計	2,653,740	2,654,489	749
(1) 未払法人税等	209,353	209,353	—
負債計	209,353	209,353	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらのうち、公社債の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。キャッシュ・マネージメント・ファンドについては、利回りも預金並みであり短期間で運用成果が分配されることから、時価は帳簿価額と近似するため、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期で解消されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,528,890	—	—	—
受取手形及び売掛金	723,700	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債	200,000	—	—	—
(2) 社債	100,000	—	—	—
合計	2,552,590	—	—	—

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日)

満期保有目的の債券で時価があるもの

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	101,092	101,812	719
	(3) その他	—	—	—
	小計	101,092	101,812	719
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	199,520	199,506	△14
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	199,520	199,506	△14
合計		300,612	301,318	705

その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の連結決算日後における償還予定額

区 分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)
満期保有目的の債券		
国債・地方債	200,000	—
社債	—	100,000
その他	—	—
合 計	200,000	100,000

当連結会計年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100,537	101,310	772
	(3) その他	—	—	—
	小計	100,537	101,310	772
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	200,543	200,520	△23
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	200,543	200,520	△23
合計		301,081	301,830	749

2. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	100,067	100,067	—
	小計	100,067	100,067	—
合計		100,067	100,067	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成20年6月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額は、1,975千円であります。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額は、3,995千円であります。

(ストックオプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価(株式報酬費用)	4,550千円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	9,792千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左	同左	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役5名 従業員38名	取締役5名 従業員47名	取締役3名 従業員63名 子会社従業員2名	取締役3名 従業員73名 子会社従業員2名
株式の種類別 のストック・オ プションの数 (注)1	普通株式 359株	普通株式 330株	普通株式 355株	普通株式 498株
付与日	平成13年2月1日	平成14年7月15日	平成17年7月28日	平成20年6月12日
権利確定条件	付与日(平成13年2月1日)以降、権利確定日(平成15年1月25日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日(平成14年7月15日)以降、権利確定日(平成16年6月18日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日(平成17年7月28日)以降、権利確定日(平成18年3月31日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。	付与日(平成20年6月12日)以降、権利確定日(平成22年5月28日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。(注)2
対象勤務期間	自 平成13年2月1日 至 平成15年1月25日	自 平成14年7月15日 至 平成16年6月18日	自 平成17年7月28日 至 平成18年3月31日	(注)3
権利行使期間	権利確定後8年以内 (自 平成15年1月26日 至 平成23年1月25日)	権利確定後8年以内 (自 平成16年6月19日 至 平成24年6月18日)	自 平成18年4月1日 至 平成27年6月20日	権利確定日から平成29年6月21日まで。 ただし、権利確定後であっても退職した場合には行使不可。

(注)1. 発行時の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。

- ①平成22年5月29日に付与数の3分の1
- ②平成23年5月29日に付与数の3分の1
- ③平成24年5月29日に付与数の3分の1

3. 対象勤務期間については以下のとおりとする。

- ①平成20年5月28日～平成22年5月29日 付与数の3分の1
- ②平成20年5月28日～平成23年5月29日 付与数の3分の1
- ③平成20年5月28日～平成24年5月29日 付与数の3分の1

4. 上記、2～3の①②③はそれぞれ対応しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	498
失効	—	—	—	13
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	485
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,177	1,692	504	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	49	72	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	1,128	1,620	504	—

②単価情報

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	22,223	22,223	156,334	149,650
行使時平均株価 (円)	151,286	83,200	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	①110,495円 ②113,283円 ③115,813円 (注)

(注) 当連結会計年度 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 (1) ストック・オプションの内容の
(注) 2～3の①②③と対応しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

- ①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
②主な基礎数値及び見積方法

	平成20年 ストック・オプション
株価変動性（注）1	94.9%
予想残存期間（注）2	6-7年
無リスク利率（注）3	1.51～1.56%

（注）1. 上場以降（2002年9月から2008年5月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過年度発行のストック・オプションの実績失効数を参考に見積る方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価（株式報酬費用）	25,027千円
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	10,356千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役5名 従業員38名	取締役5名 従業員47名	取締役3名 従業員63名 子会社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 359株	普通株式 330株	普通株式 355株
付与日	平成13年2月1日	平成14年7月15日	平成17年7月28日
権利確定条件	付与日(平成13年2月1日)以降、権利確定日(平成15年1月25日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日(平成14年7月15日)以降、権利確定日(平成16年6月18日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日(平成17年7月28日)以降、権利確定日(平成18年3月31日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。
対象勤務期間	自平成13年2月1日 至平成15年1月25日	自平成14年7月15日 至平成16年6月18日	自平成17年7月28日 至平成18年3月31日
権利行使期間	権利確定後8年以内 (自平成15年1月26日 至平成23年1月25日)	権利確定後8年以内 (自平成16年6月19日 至平成24年6月18日)	自平成18年4月1日 至平成27年6月20日

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役3名 従業員73名 子会社従業員2名	取締役3名 従業員90名 子会社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 498株	普通株式 997株
付与日	平成20年6月12日	平成21年6月12日
権利確定条件	付与日（平成20年6月12日）以降、権利確定日（平成22年5月28日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成22年5月29日に付与数の3分の1 ②平成23年5月29日に付与数の3分の1 ③平成24年5月29日に付与数の3分の1	付与日（平成21年6月12日）以降、権利確定日（平成23年5月30日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成23年5月30日に付与数の3分の1 ②平成24年5月30日に付与数の3分の1 ③平成25年5月30日に付与数の3分の1
対象勤務期間	①平成20年5月28日～平成22年5月29日 付与数の3分の1 ②平成20年5月28日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ③平成20年5月28日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。	①平成21年5月30日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ②平成21年5月30日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 ③平成21年5月30日～平成25年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。
権利行使期間	権利確定日から平成29年6月21日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。	権利確定日から平成30年6月24日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。

(注) 発行時の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	485	—
付与	—	—	—	—	997
失効	—	—	—	23	45
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	462	952
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	1,128	1,620	504	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	10	18	—	—	—
失効	—	—	9	—	—
未行使残	1,118	1,602	495	—	—

②単価情報

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	22,223	22,223	156,334	149,650	78,500
行使時平均株価 (円)	58,600	58,600	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	①110,495円 ②113,283円 ③115,813円 (注)	①57,181円 ②58,573円 ③59,831円 (注)

(注) 当連結会計年度 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 (1) ストック・オプションの内容の各年度の権利確定条件・対象勤務期間はそれぞれ①②③と対応しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成21年 ストック・オプション
株価変動性（注）1	91.8%
予想残存期間（注）2	6-7年
予想配当（注）3	275円/株
無リスク利子率（注）4	1.00~1.11%

（注）1. 上場以降（2002年9月から2009年5月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成22年3月期の配当予想によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過年度発行のストック・オプションの実績失効数を参考に見積る方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金資産)</p> <p>未払事業税 10,949千円</p> <p>賞与引当金限度超過額 18,840千円</p> <p>社会保険料否認額 2,281千円</p> <p>その他 1,398千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産小計 33,470千円</p> <p>評価性引当額 △687千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産合計 32,783千円</p> <p>繰延税金資産の純額 32,783千円</p> <p>(2) 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金資産)</p> <p>減価償却費超過額 1,931千円</p> <p>その他 165千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産小計 2,096千円</p> <p>評価性引当額 ー千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産合計 2,096千円</p> <p>繰延税金資産の純額 2,096千円</p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>交際費等永久に損金算入されない項目 0.23%</p> <p>のれん償却 3.32%</p> <p>住民税均等割 0.40%</p> <p>その他 △0.16%</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.48%</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金資産)</p> <p>未払事業税 16,031千円</p> <p>賞与引当金限度超過額 23,910千円</p> <p>社会保険料否認額 3,067千円</p> <p>その他 2,346千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産小計 45,355千円</p> <p>評価性引当額 △2,189千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産合計 43,166千円</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金負債)</p> <p>連結会社間内部取引消去 2,631千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金負債合計 2,631千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産の純額 40,535千円</p> <p>(2) 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金資産)</p> <p>減価償却費超過額 1,014千円</p> <p>株式報酬費用 6,842千円</p> <p>その他 339千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産小計 8,195千円</p> <p>評価性引当額 ー千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産合計 8,195千円</p> <p>繰延税金資産の純額 8,195千円</p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>交際費等永久に損金算入されない項目 0.37%</p> <p>のれん償却 2.94%</p> <p>住民税均等割 0.98%</p> <p>過年度法人税等 1.34%</p> <p>株式報酬費用 1.42%</p> <p>その他 0.32%</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.06%</p>

(企業結合等)

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,819円03銭	1株当たり純資産額	19,113円83銭
1株当たり当期純利益	2,532円37銭	1株当たり当期純利益	2,675円22銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,493円79銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,640円42銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	350,856	370,656
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	350,856	370,656
普通株式の期中平均株式数(株)	138,549	138,552
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	—	—
普通株式増加数(株)	2,143	1,826
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 平成17年6月20日決議 潜在株式の数 504株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 485株</p>	<p>新株予約権 平成17年6月20日決議 潜在株式の数 495株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 462株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 952株</p>

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>当社は、平成21年6月24日開催の第14期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権を当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し無償にて発行することを決議しております。その概要は以下の通りであります。</p> <p>1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由</p> <p>当社は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限</p> <p>下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。</p> <p>(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容</p> <p>① 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。</p> <p>当社は、発行する全部の株式の内容として会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定款に定めていない。</p> <p>なお、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p>	<p>(ストックオプションとして発行する新株予約権について)</p> <p>当社は、平成22年6月24日開催の第15期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権を当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し無償にて発行することを決議しております。その概要は以下の通りであります。</p> <p>1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由</p> <p>当社は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限</p> <p>下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。</p> <p>(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容</p> <p>① 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。</p> <p>ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$ <p>また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>③ 新株予約権を行使することができる期間 平成23年7月1日から平成31年6月24日までの期間内で、当社取締役会が定める期間とする。</p>	<p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$ <p>また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>③ 新株予約権を行使することができる期間 平成25年6月15日から平成32年6月24日まで</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の取得条項 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>	<p>④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の取得条項 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>v 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記④に準じて決定する。</p> <p>vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>viii 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑨ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。</p>	<p>v 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記④に準じて決定する。</p> <p>vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>viii 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑨ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑩ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
	<p>(自己株式取得に係る事項の一部変更及び自己株式の取得について)</p> <p>当社は、平成22年2月24日開催の取締役会において、資本効率の向上、株主還元を目的として、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規程に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。平成22年5月25日開催の取締役会において、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたしました。</p> <p>1. 変更理由 現在の自己株式の取得状況、経営環境等を総合的に勘案し、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたします。</p> <p>2. 変更内容 変更箇所については下線を付しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得対象株式の種類</td> <td style="text-align: center;">当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得しうる株式の総数</td> <td style="text-align: center;">1,500株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.08%)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td style="text-align: center;">100,000,000円(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td style="text-align: center;">市場買付</td> </tr> <tr> <td>取得期間</td> <td style="text-align: center;">平成22年2月25日 ～平成23年2月24日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得対象株式の種類</td> <td style="text-align: center;">当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得しうる株式の総数</td> <td style="text-align: center;"><u>3,100株(上限)</u> (発行済株式総数(自己株式を含む。))に対する割合 <u>2.23%</u>)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td style="text-align: center;"><u>200,000,000円(上限)</u></td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td style="text-align: center;">市場買付</td> </tr> <tr> <td>取得期間</td> <td style="text-align: center;">平成22年2月25日 ～<u>平成22年8月31日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他 (1) 平成22年4月1日から平成22年5月31日までに実施した自己株式の取得結果 ①取得株式数 1,016株 ②取得金額 61,375千円 (2) 平成22年2月25日から平成22年5月31日までに実施した自己株式の取得累計 ①取得株式数 1,388株 ②取得金額 83,516千円</p>		変更前	取得対象株式の種類	当社普通株式	取得しうる株式の総数	1,500株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.08%)	株式の取得価額の総額	100,000,000円(上限)	取得方法	市場買付	取得期間	平成22年2月25日 ～平成23年2月24日		変更後	取得対象株式の種類	当社普通株式	取得しうる株式の総数	<u>3,100株(上限)</u> (発行済株式総数(自己株式を含む。))に対する割合 <u>2.23%</u>)	株式の取得価額の総額	<u>200,000,000円(上限)</u>	取得方法	市場買付	取得期間	平成22年2月25日 ～ <u>平成22年8月31日</u>
	変更前																								
取得対象株式の種類	当社普通株式																								
取得しうる株式の総数	1,500株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.08%)																								
株式の取得価額の総額	100,000,000円(上限)																								
取得方法	市場買付																								
取得期間	平成22年2月25日 ～平成23年2月24日																								
	変更後																								
取得対象株式の種類	当社普通株式																								
取得しうる株式の総数	<u>3,100株(上限)</u> (発行済株式総数(自己株式を含む。))に対する割合 <u>2.23%</u>)																								
株式の取得価額の総額	<u>200,000,000円(上限)</u>																								
取得方法	市場買付																								
取得期間	平成22年2月25日 ～ <u>平成22年8月31日</u>																								

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)						
—————	<p>(新株予約権の行使による増資)</p> <p>当連結会計年度終了後、平成22年4月1日から平成22年5月31日までに第1回新株予約権の760個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 発行した株式の種類及び数</td> <td style="text-align: right;">普通株式760株</td> </tr> <tr> <td>(2) 増加した資本金</td> <td style="text-align: right;">8,445千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 増加した資本準備金</td> <td style="text-align: right;">8,444千円</td> </tr> </table> <p>これにより、平成22年5月31日現在の普通株式の発行済株式総数は139,370株、資本金は691,810千円、資本準備金は678,445千円となりました。</p>	(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式760株	(2) 増加した資本金	8,445千円	(3) 増加した資本準備金	8,444千円
(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式760株						
(2) 増加した資本金	8,445千円						
(3) 増加した資本準備金	8,444千円						

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	448,098	562,554	479,956	700,128
税金等調整前四半期純 利益金額(千円)	92,767	192,012	91,851	336,995
四半期純利益金額 (千円)	38,311	103,889	46,280	182,175
1株当たり四半期純利 益金額(円)	276.45	749.66	333.96	1,315.71

2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,313,095	1,494,316
受取手形	23,046	44,035
売掛金	472,214	644,998
有価証券	199,649	401,149
製品	5,517	4,300
前払費用	20,233	24,528
繰延税金資産	33,579	43,166
その他	10,038	4,569
流動資産合計	2,077,373	2,661,063
固定資産		
有形固定資産		
建物	35,670	38,043
減価償却累計額	△12,677	△16,670
建物(純額)	22,992	21,373
車両運搬具	—	8,091
減価償却累計額	—	△1,405
車両運搬具(純額)	—	6,685
工具、器具及び備品	108,648	119,470
減価償却累計額	△71,344	△87,622
工具、器具及び備品(純額)	37,304	31,848
有形固定資産合計	60,296	59,907
無形固定資産		
特許権	1,311	993
商標権	539	382
ソフトウェア	297,184	318,080
ソフトウェア仮勘定	48,941	50,730
電話加入権	190	190
無形固定資産合計	348,167	370,377
投資その他の資産		
投資有価証券	101,092	—
関係会社株式	211,200	211,200
出資金	10	10
関係会社長期貸付金	26,350	—
長期前払費用	590	396
繰延税金資産	2,096	8,195
敷金及び保証金	84,950	87,891
その他	—	18
投資その他の資産合計	426,290	307,712
固定資産合計	834,754	737,997
資産合計	2,912,128	3,399,060

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,476	490
未払金	34,828	35,080
未払費用	28,727	36,611
未払法人税等	136,245	186,353
未払消費税等	18,796	22,544
前受金	128,642	181,263
預り金	5,257	4,946
賞与引当金	45,679	58,427
流動負債合計	399,654	525,717
負債合計	399,654	525,717
純資産の部		
株主資本		
資本金	683,054	683,365
資本剰余金		
資本準備金	669,689	670,001
資本剰余金合計	669,689	670,001
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,145,387	1,492,391
利益剰余金合計	1,145,387	1,492,391
自己株式	—	△22,141
株主資本合計	2,498,131	2,823,616
新株予約権	14,343	49,727
純資産合計	2,512,474	2,873,343
負債純資産合計	2,912,128	3,399,060

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	1,805,387	2,105,999
売上原価		
期首製品たな卸高	3,252	5,517
当期ネットサービス原価	380,229	427,938
合計	383,482	433,455
他勘定振替高	※2 962	※2 2,055
期末製品たな卸高	5,517	4,300
製品売上原価	377,002	427,099
売上総利益	1,428,384	1,678,899
販売費及び一般管理費	※3, ※4 767,670	※3, ※4 980,907
営業利益	660,713	697,991
営業外収益		
受取利息	※1 3,931	※1 2,009
有価証券利息	—	1,534
雑収入	404	499
営業外収益合計	4,336	4,043
営業外費用		
株式交付費	462	112
新株予約権発行費	—	191
自己株式取得費用	—	66
雑損失	6	—
営業外費用合計	468	369
経常利益	664,581	701,666
特別損失		
固定資産除却損	※5 379	※5 286
事務所移転費用	482	168
特別損失合計	861	454
税引前当期純利益	663,720	701,211
法人税、住民税及び事業税	275,063	332,199
法人税等調整額	△821	△15,686
法人税等合計	274,241	316,513
当期純利益	389,479	384,698

【ネットサービス原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		8,863	1.5	6,657	1.0
II 労務費	※1	313,651	52.2	360,220	51.3
III 経費	※2	278,011	46.3	334,788	47.7
当期総費用		600,525	100.0	701,666	100.0
他勘定振替高	※3	220,296		273,727	
当期ネットサービス原価		380,229		427,938	

(注)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。 給与手当 175,436千円 法定福利費 28,065千円 賞与 20,134千円 賞与引当金繰入額 20,499千円	※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。 給与手当 209,585千円 法定福利費 33,099千円 賞与 22,925千円 賞与引当金繰入額 23,192千円
※2 経費の主な内訳は次の通りであります。 外注費 14,712千円 減価償却費 185,210千円 賃借料 40,959千円	※2 経費の主な内訳は次の通りであります。 外注費 29,573千円 減価償却費 219,009千円 賃借料 46,841千円
※3 他勘定振替高の主な内訳は次の通りであります。 販売費及び一般管理費 24,220千円 固定資産 196,075千円 計 220,296千円	※3 他勘定振替高の主な内訳は次の通りであります。 販売費及び一般管理費 43,861千円 固定資産 229,865千円 計 273,727千円
4 原価計算の方法 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を 採用しております。	4 原価計算の方法 同左

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	681,709	683,054
当期変動額		
新株の発行	1,344	311
当期変動額合計	1,344	311
当期末残高	683,054	683,365
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	668,345	669,689
当期変動額		
新株の発行	1,344	311
当期変動額合計	1,344	311
当期末残高	669,689	670,001
資本剰余金合計		
前期末残高	668,345	669,689
当期変動額		
新株の発行	1,344	311
当期変動額合計	1,344	311
当期末残高	669,689	670,001
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	755,908	1,145,387
当期変動額		
剰余金の配当	—	△37,694
当期純利益	389,479	384,698
当期変動額合計	389,479	347,003
当期末残高	1,145,387	1,492,391
利益剰余金合計		
前期末残高	755,908	1,145,387
当期変動額		
剰余金の配当	—	△37,694
当期純利益	389,479	384,698
当期変動額合計	389,479	347,003
当期末残高	1,145,387	1,492,391
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△22,141
当期変動額合計	—	△22,141
当期末残高	—	△22,141

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	2,105,963	2,498,131
当期変動額		
新株の発行	2,688	622
剰余金の配当	—	△37,694
当期純利益	389,479	384,698
自己株式の取得	—	△22,141
当期変動額合計	392,168	325,484
当期末残高	2,498,131	2,823,616
新株予約権		
前期末残高	—	14,343
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,343	35,383
当期変動額合計	14,343	35,383
当期末残高	14,343	49,727
純資産合計		
前期末残高	2,105,963	2,512,474
当期変動額		
新株の発行	2,688	622
剰余金の配当	—	△37,694
当期純利益	389,479	384,698
自己株式の取得	—	△22,141
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,343	35,383
当期変動額合計	406,511	360,868
当期末残高	2,512,474	2,873,343

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2) 子会社株式 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) 子会社株式 同左 (3) その他有価証券 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。 これにより、損益に与える影響はありません。	(1) 製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 株式交付費 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。 a 一般債権 貸倒実績率法によっております。 なお、当事業年度に計上すべき金額はありません。	(1) 貸倒引当金 同左 a 一般債権 同左

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより、損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

【追加情報】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	—————

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
—————	—————

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 関係会社との取引	※1 関係会社との取引
千円	千円
受取利息	受取利息
526	526
※2 製品他勘定振替高の内訳	※2 製品他勘定振替高の内訳
千円	千円
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費
962	2,055
計	計
962	2,055
※3 販売費及び一般管理費の主なもの	※3 販売費及び一般管理費の主なもの
千円	千円
広告宣伝費	広告宣伝費
81,184	104,485
役員報酬	役員報酬
42,575	42,600
給与手当	給与手当
217,043	300,056
賞与	賞与
25,370	31,714
賞与引当金繰入額	賞与引当金繰入額
25,180	35,234
研究開発費	研究開発費
10,571	14,178
減価償却費	減価償却費
8,690	14,261
賃借料	賃借料
46,732	57,309
支払手数料	支払手数料
54,473	57,035
旅費交通費	旅費交通費
32,502	39,732
支払報酬	支払報酬
36,573	59,054
採用費	採用費
32,444	24,088
おおよその割合	おおよその割合
販売費	販売費
14.6%	13.9%
一般管理費	一般管理費
85.4%	86.1%
※4 研究開発費の総額	※4 研究開発費の総額
一般管理費に含まれる研究開発費は 10,571千円で あります。	一般管理費に含まれる研究開発費は 14,178千円で あります。
※5 固定資産除却損の内訳	※5 固定資産除却損の内訳
千円	千円
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
379	286
計	計
379	286

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)	—	372	—	372
合計	—	372	—	372

(注) 普通株式の自己株式数の増加372株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	90,985千円	1年内	90,985千円
1年超	159,224千円	1年超	68,239千円
合計	250,209千円	合計	159,224千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式211,200千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金資産)</p> <p>未払事業税 10,546千円</p> <p>賞与引当金限度超過額 18,587千円</p> <p>社会保険料否認額 2,251千円</p> <p>その他 2,194千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産小計 33,579千円</p> <p>評価性引当額 -千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産合計 33,579千円</p> <p>繰延税金資産の純額 33,579千円</p> <p>(2) 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金資産)</p> <p>減価償却超過額 1,931千円</p> <p>その他 165千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産小計 2,096千円</p> <p>評価性引当額 -千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産合計 2,096千円</p> <p>繰延税金資産の純額 2,096千円</p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金資産)</p> <p>未払事業税 13,995千円</p> <p>賞与引当金限度超過額 23,773千円</p> <p>社会保険料否認額 3,050千円</p> <p>その他 2,346千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産小計 43,166千円</p> <p>評価性引当額 -千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産合計 43,166千円</p> <p>繰延税金資産の純額 43,166千円</p> <p>(2) 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(繰延税金資産)</p> <p>減価償却超過額 1,014千円</p> <p>株式報酬費用 6,842千円</p> <p>その他 339千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産小計 8,195千円</p> <p>評価性引当額 -千円</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>繰延税金資産合計 8,195千円</p> <p>繰延税金資産の純額 8,195千円</p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>交際費等永久に損金算入されない項目 0.38%</p> <p>住民税均等割 1.00%</p> <p>過年度法人税等 1.36%</p> <p>株式報酬費用 1.45%</p> <p>その他 0.26%</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.14%</p>

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	18,026円38銭	1株当たり純資産額	20,425円76銭
1株当たり当期純利益	2,811円13銭	1株当たり当期純利益	2,776円56銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,768円31銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,740円44銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	389,479	384,698
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	389,479	384,698
普通株式の期中平均株式数(株)	138,549	138,552
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	-	-
普通株式増加数(株)	2,143	1,826
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 平成17年6月20日決議 潜在株式の数 504株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 485株</p>	<p>新株予約権 平成17年6月20日決議 潜在株式の数 495株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 462株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 952株</p>

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>当社は、平成21年6月24日開催の第14期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権を当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し無償にて発行することを決議しております。その概要は以下の通りであります。</p> <p>1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由</p> <p>当社は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限</p> <p>下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。</p> <p>(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容</p> <p>① 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。</p> <p>当社は、発行する全部の株式の内容として会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定款に定めていない。</p> <p>なお、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 =</p> $\text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p>	<p>(ストックオプションとして発行する新株予約権について)</p> <p>当社は、平成22年6月24日開催の第15期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権を当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し無償にて発行することを決議しております。その概要は以下の通りであります。</p> <p>1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由</p> <p>当社は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限</p> <p>下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。</p> <p>(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容</p> <p>① 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。</p> <p>ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 =</p> $\text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$ <p>また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>③ 新株予約権を行使することができる期間 平成23年7月1日から平成31年6月24日までの期間内で、当社取締役会が定める期間とする。</p> <p>④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$ <p>また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>③ 新株予約権を行使することができる期間 平成25年6月15日から平成32年6月24日まで</p> <p>④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の取得条項 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>v 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記④に準じて決定する。</p>	<p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の取得条項 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>v 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記④に準じて決定する。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>viii 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑨ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。</p>	<p>vii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>viii 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑨ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑩ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。</p>

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>																								
	<p>(自己株式取得に係る事項の一部変更及び自己株式の取得について)</p> <p>当社は、平成22年2月24日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規程に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。平成22年5月25日開催の取締役会において、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたしました。</p> <p>1. 変更理由 現在の自己株式の取得状況、経営環境等を総合的に勘案し、取得する株式の総数、株式の取得価額の総額及び取得期間を変更いたします。</p> <p>2. 変更内容 変更箇所については下線を付しております。</p> <table border="1" data-bbox="798 801 1450 1200"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得対象株式の種類</td> <td>当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得しうる株式の総数</td> <td>1,500株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.08%)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td>100,000,000円(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>市場買付</td> </tr> <tr> <td>取得期間</td> <td>平成22年2月25日 ～平成23年2月24日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="798 1216 1450 1653"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得対象株式の種類</td> <td>当社普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得しうる株式の総数</td> <td><u>3,100株</u>(上限) (発行済株式総数(自己株式を含む。))に対する割合 <u>2.23%</u></td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td><u>200,000,000円</u>(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>市場買付</td> </tr> <tr> <td>取得期間</td> <td>平成22年2月25日 ～<u>平成22年8月31日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他 (1) 平成22年4月1日から平成22年5月31日までに実施した自己株式の取得結果 ①取得株式数 1,016株 ②取得金額 61,375千円 (2) 平成22年2月25日から平成22年5月31日までに実施した自己株式の取得累計 ①取得株式数 1,388株 ②取得金額 83,516千円</p>		変更前	取得対象株式の種類	当社普通株式	取得しうる株式の総数	1,500株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.08%)	株式の取得価額の総額	100,000,000円(上限)	取得方法	市場買付	取得期間	平成22年2月25日 ～平成23年2月24日		変更後	取得対象株式の種類	当社普通株式	取得しうる株式の総数	<u>3,100株</u> (上限) (発行済株式総数(自己株式を含む。))に対する割合 <u>2.23%</u>	株式の取得価額の総額	<u>200,000,000円</u> (上限)	取得方法	市場買付	取得期間	平成22年2月25日 ～ <u>平成22年8月31日</u>
	変更前																								
取得対象株式の種類	当社普通株式																								
取得しうる株式の総数	1,500株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.08%)																								
株式の取得価額の総額	100,000,000円(上限)																								
取得方法	市場買付																								
取得期間	平成22年2月25日 ～平成23年2月24日																								
	変更後																								
取得対象株式の種類	当社普通株式																								
取得しうる株式の総数	<u>3,100株</u> (上限) (発行済株式総数(自己株式を含む。))に対する割合 <u>2.23%</u>																								
株式の取得価額の総額	<u>200,000,000円</u> (上限)																								
取得方法	市場買付																								
取得期間	平成22年2月25日 ～ <u>平成22年8月31日</u>																								

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>						
<p>_____</p>	<p>(新株予約権の行使による増資) 当事業年度終了後、平成22年4月1日から平成22年5月31日までに第1回新株予約権の760個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="826 443 1369 548"> <tr> <td>(1) 発行した株式の種類及び数</td> <td>普通株式760株</td> </tr> <tr> <td>(2) 増加した資本金</td> <td>8,445千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 増加した資本準備金</td> <td>8,444千円</td> </tr> </table> <p>これにより、平成22年5月31日現在の普通株式の発行済株式総数は139,370株、資本金は691,810千円、資本準備金は678,445千円となりました。</p>	(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式760株	(2) 増加した資本金	8,445千円	(3) 増加した資本準備金	8,444千円
(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式760株						
(2) 増加した資本金	8,445千円						
(3) 増加した資本準備金	8,444千円						

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄		券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	第278回 利付国庫債券	200,000	200,543
	第43回 電信電話債券	100,000	100,537
計		300,000	301,081

【その他】

銘柄			券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	日興CMF	100,067	100,067
計			100,067	100,067

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	35,670	2,372	—	38,043	16,670	3,992	21,373
車両運搬具	—	8,091	—	8,091	1,405	1,405	6,685
工具、器具及び備品	108,648	16,272	5,450	119,470	87,622	21,441	31,848
有形固定資産計	144,318	26,737	5,450	165,606	105,698	26,840	59,907
無形固定資産							
特許権	2,540	—	—	2,540	1,546	317	993
商標権	1,571	—	—	1,571	1,189	157	382
ソフトウェア	762,891	228,689	129,761	861,820	543,740	206,233	318,080
ソフトウェア仮勘定	48,941	229,865	228,077	50,730	—	—	50,730
電話加入権	190	—	—	190	—	—	190
無形固定資産計	816,135	455,434	357,838	916,853	546,475	206,708	370,377
長期前払費用	658	—	78	580	183	116	396

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次の通りであります。

ソフトウェア	販売用ソフトウェア (m-FILTER)	87,797千円	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	81,893千円
ソフトウェア仮勘定	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	97,008千円	販売用ソフトウェア (m-FILTER)	71,454千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次の通りであります。

(ソフトウェア) 償却期間の終了したものであります。

(ソフトウェア仮勘定) 完成によるソフトウェア勘定への振替であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	45,679	58,427	45,679	—	58,427

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	234
預金	
普通預金	887,493
定期預金	600,000
当座預金	6,588
小計	1,494,081
合計	1,494,316

ロ 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ダイワボウ情報システム株式会社	44,035
合計	44,035

期日別内訳

期日	金額 (千円)
平成22年4月	16,052
平成22年5月	27,982
合計	44,035

ハ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
丸紅情報システムズ株式会社	107,807
ソフトバンクBB株式会社	95,794
株式会社内田洋行	76,383
株式会社PFU	61,502
ダイワボウ情報システム株式会社	55,098
その他	248,411
合計	644,998

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
472,214	2,211,289	2,038,505	644,998	76.0	92.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ニ 製品

品名	金額 (千円)
パッケージソフトウェア	1,647
販売用CD-ROM等	2,652
合計	4,300

ホ 関係会社株式

区分	金額 (千円)
株式会社アイキューエス	211,200
合計	211,200

b 負債の部

イ 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社イーステージ	490
合計	490

ロ 未払法人税等

区分	金額 (千円)
未払法人税	123,225
未払事業税	35,209
未払住民税	27,918
合計	186,353

ハ 前受金

区分	金額 (千円)
保守サービス	172,863
その他	8,400
合計	181,263

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載してする。 公告掲載URL http://www.daj.jp/ir/ir_koukoku.htm
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

四半期会計期間

第15期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）平成21年8月12日関東財務局長に提出。

第15期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）平成21年11月13日関東財務局長に提出。

第15期第3四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）平成22年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成22年5月26日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成22年6月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成22年6月8日関東財務局長に提出。

上記（4）臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成22年2月1日 至 平成22年2月28日）平成22年3月8日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年3月31日）平成22年4月9日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年4月30日）平成22年5月12日関東財務局長に提出。

報告期間（自 平成22年5月1日 至 平成22年5月31日）平成22年6月10日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6 月 24 日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は第14期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は第15期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議している。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年5月25日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項の一部変更の決議を行い、当該決議に基づき自己株式の取得を行っている。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年4月1日から平成22年5月31日において新株予約権の行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は第14期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は第15期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議している。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年5月25日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項の一部変更の決議を行い、当該決議に基づき自己株式の取得を行っている。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年4月1日から平成22年5月31日において新株予約権の行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長道具登志夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の業務・機能・リスクを検討し、さらに各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している会社の本社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、販売用ソフトウェア及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。